掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例(平成17年掛川市条例第114号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

## 改 正 前

改 正 後

(課税額)

### 第3条 (略)

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の 世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康 保険の被保険者につき算定した所得割額及び資 産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等 割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58</u> 万円を超える場合においては、基礎課税額は、 58万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及び その世帯に属する被保険者につき算定した所得 割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び 世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該 合算額が19万円を超える場合においては、後期 高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし

(課税額)

#### 第3条 (略)

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の 世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康 保険の被保険者につき算定した所得割額、被保 <u>険者均等割額</u>及び世帯別平等割額の合算額とす る。ただし、当該合算額が61万円を超える場合 においては、基礎課税額は、61万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし

た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に100分の4.9を乗じて算定する。

(略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部 分の額に100分の20.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等 割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被 保険者1人について20,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割 額)

- 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康 保険法第6条第8号の規定により被保険者の 資格を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に属す るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日の属 する月(以下この号において「特定月」とい う。)以後5年を経過するまでの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限 る。)をいう。次号、第11条及び第27条におい て同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所 属者と同一の世帯に属する被保険者が属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月の 翌月から特定月以後8年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい ない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及 び第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯 について20,000円
  - (2) 特定世帯 1世帯について10,000円
  - (3) 特定継続世帯 1世帯について15,000円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の所得割額)
- 第8条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所 得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の資産割額)

第9条 第3条第3項の資産割額は、当該年度分 第9条 削除

た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。) に100分の5.8を乗じて算定する。

(略)

## 第5条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等 割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被 保険者1人について22,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割 額)

- 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康 保険法第6条第8号の規定により被保険者の 資格を喪失した者であって、当該資格を喪失 した日の前日以後継続して同一の世帯に属す るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属 する被保険者が属する世帯であって同日の属 する月(以下この号において「特定月」とい う。)以後5年を経過するまでの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限 る。)をいう。次号、第11条及び第27条におい て同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所 属者と同一の世帯に属する被保険者が属する 世帯であって特定月以後5年を経過する月の 翌月から特定月以後8年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい ない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及 び第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯 について16,000円
  - (2) 特定世帯 1世帯について8,000円
  - (3) 特定継続世帯 1世帯について12,000円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の所得割額)
- 第8条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所 得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部 分の額に100分の8.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被 保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について8,000円
  - (2) 特定世帯 1世帯について4,000円
  - (3) 特定継続世帯 1世帯について6,000円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
- 第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金 課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 に100分の1.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第13条 第3条第4項の資産割額は、介護納付金 課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額 のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分 の7.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等 割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介 護納付金課税被保険者1人について10,000円と する。

<u>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</u>

第15条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世 帯について5,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被 保険者1人について9,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の 各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について<u>6,000円</u>
  - (2) 特定世帯 1世帯について3,000円
  - (3) 特定継続世帯 1世帯について4,500円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
- 第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金 課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 に100分の1.6を乗じて算定する。

# 第13条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等 割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介 護納付金課税被保険者1人について<u>13,000円</u>と する。

## 第15条 削除

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場た額(当該減額して得た額が16万円を超える場

合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円を超えない 世帯に係る納税義務者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について14,000円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について14,000円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について7,000円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>10,500</u> 円
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について5,600円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について5,600円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について2,800円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,200</u> 円
  - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて7,000円
  - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平 等割額 1世帯について3,920円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について10,000円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額

合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円を超えない 世帯に係る納税義務者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について15,960円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について11,200円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について5,600円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>8,400</u> 円
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について6,440円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,200円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について2,100円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,150</u> 円
  - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて9,100円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について11,400円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について10,000円
- (イ) 特定世帯 1世帯について5,000円
- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,500</u> 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について4,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,000円
  - (イ) 特定世帯 1世帯について2,000円
  - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,000</u> 円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて5,000円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平 等割額 1世帯について2,800円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について4,000円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,000円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について2,000円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,000</u> <u>円</u>
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について1,600円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について8,000円
- (イ) 特定世帯 1世帯について4,000円
- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,000</u> 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について4,600円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,000円
  - (イ) 特定世帯 1世帯について1,500円
  - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>2,250</u> 円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて6,500円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額 被保険者(第2条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について4,560円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,200円
    - (イ) 特定世帯 1世帯について1,600円
    - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>2,400</u> 円
  - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 被 保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について1,840円
  - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について1,600円
- (4) 特定世帯 1世帯について800円
- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1,200</u> 円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて2,000円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平 等割額 1世帯について1,120円

(国民健康保険税の減免)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 者のうち必要があると認められるものに対し、 国民健康保険税を減免することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の 属する月以後2年を経過する月までの間に限 る。)の属する世帯の納付義務者

ア・イ (略)

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定 める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,200円
- (4) 特定世帯 1世帯について600円
- (ウ) 特定継続世帯 1世帯について900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額 介護納付金課税被保険者(第2 条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて2,600円

(国民健康保険税の減免)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 者のうち必要があると認められるものに対し、 国民健康保険税を減免することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の 属する月以後2年を経過する月までの間に限 る。)の属する世帯の納税義務者

ア・イ (略)

- (5) 国民健康保険法第59条の規定により療養の 給付等の制限を受けている被保険者の属する 世帯の納税義務者
- 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める場合を除き、 納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した 申請書に減免を受けようとする理由を証明する 書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適 用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。